

ふるさと納税制度の流れ

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割額の概ね2割を上限として、所得税と合わせてその全額を控除できます。

①申込み

【郵送・FAXの場合】

寄附申出書に必要事項をご記入のうえ、お送りください。

【電子メールの場合】

寄附申出書をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、お送りください。

【申込みフォーム】

ホームページの入力フォームに必要事項を入力し、送信してください。

寄附

3種類からお選びいただけます。

【クレジットカード】(手数料無料)

ホームページ「ふるさとチョイス」からお申し込み後、Yahoo! 公金支払いの決済画面からご決済をお願いいたします。

【郵便局の払込用紙】(手数料無料)

後日、お申し込みされた方に払込用紙を送付させていただきます。最寄りの郵便局でお支払いください。

【現金書留】(手数料自己負担)

田子町役場税務課宛にお送りください。

②お礼の品・寄附証明書・ふるさと納税ワンストップ特例の申請書

お礼の品、寄附証明書、ふるさと納税ワンストップ特例の申請書をお送りします。

③確定申告

最寄の税務署で所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税、所得税が軽減されます。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、確定申告は不要です。

または

③ふるさと納税ワンストップ特例の申請

ふるさと納税ワンストップ特例希望の方は申請書に必要事項を記入、押印し田子町へお送りください。(後日、郵送にて受付書をお送りします。)

※5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、確定申告が必要な方はふるさと納税ワンストップ特例を申請することができません。

④所得税の還付

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は対象ではありません。

⑤翌年度の住民税から税額控除

⑥住民税納税

※軽減額は、寄附者の家族構成や収入額等で一人ひとり異なりますのでご注意ください。

田子町

寄附者

税務署

お住まいの市区町村



ふるさと納税とは

自らが生まれ育った地域や、関わりが深い地域など応援したい都道府県、市区町村への「寄附金」のことです。寄附をした場合、所得税及び個人住民税から、寄附金額に応じて一定額の控除を受けられます。これを機会に田子町に関心を持っていただければ幸いです。



寄附金の使いみちについて

みなさまからお寄せいただいた寄附金は、田子町をより元気にするため、次の分野からお選びいただき、田子町の活性化のために有効に活用させていただきます。

教育文化分野

～共に学び夢と絆を育むまちへ～

奨学資金制度の充実、国際交流の推進、伝統・文化・芸能の伝承などに活用させていただきます。



保健福祉分野

～助け合い、支え合う。一生涯幸せなまちへ～

高齢者の生活に係る支援、学童保育に係る支援などに活用させていただきます。

産業経済分野

～魅力ある「田子育ち」の産業を目指すまちへ～

たっこ牛（黒毛和種）の増頭に係る支援、観光振興及びグリーンツーリズム推進に係る支援などに活用させていただきます。



生活環境分野

～人と自然にやさしくみんなが住み続けたいまちへ～

環境対策に係る支援、防災対策に係る支援などに活用させていただきます。